

草津市公報

発行日 令和 6 年 8 月 1 日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第 1 4 号
発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 訓 令

草津市立発達支援センター運営規程の一部を改正する訓令（発達支援センター）…………… 1

◎ 告 示

令和 6 年度草津市一般会計予算等の要領について（総務課）…………… 1

生活保護法第 4 9 条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）…………… 1

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）…………… 2

児童福祉法および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害児相談支援事業者および指定特定相談支援事業者の指定について（発達支援センター）…………… 2

草津市未来戦略アドバイザー設置要綱（企画調整課）…………… 2

公示送達について（税務課）…………… 3

公示送達について（税務課）…………… 4

公示送達について（税務課）…………… 6

◎ 公 告

都市公園の利用開始について（プール整備事業推進室）…………… 8

草津市有財産売却処分一般競争入札について（総務課）…………… 8

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…………… 12

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…………… 13

条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）…………… 13

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の代表者の異動について（上下水道総務課）…………… 16

訓 令

草津市立発達支援センター運営規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 6 年 7 月 8 日

草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第 1 2 号

草津市立発達支援センター運営規程の一部を改正する訓令

草津市立発達支援センター運営規程（令和 5 年草津市訓令第 1 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 5 条 《現行どおり》 （利用定員） 第 6 条 湖の子園の利用定員は、1 日当たり <u>3 0</u> <u>人</u> 以下とする。 第 7 条～第 2 4 条 《現行どおり》	第 1 条～第 5 条 《省略》 （利用定員） 第 6 条 湖の子園の利用定員は、1 日当たり <u>4 0</u> <u>人</u> 以下とする。 第 7 条～第 2 4 条 《省略》

付 則

この訓令は令和 6 年 7 月 8 日から施行する。

（令和 6 年 7 月 8 日掲示済み）

告 示

草津市告示第 2 0 0 号

令和 6 年 6 月 7 日開会の草津市議会定例会において
議決を経た令和 6 年度草津市一般会計予算等の要領
は、次のとおりである。

令和 6 年 7 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

1 予算題目一覧

令和 6 年度草津市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度草津市水道事業会計補正予算（第 1 号）

2 要領 略

（令和 6 年 7 月 2 日掲示済み）

草津市告示第 2 0 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条
の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機
関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の
3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 7 月 5 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
クスリのアオキ草 津下物業局	草津市下物町 5 1 － 1	令和 5 年 1 2 月 1 日

（令和 6 年 7 月 5 日掲示済み）

草津市告示第 2 0 2 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 7 月 5 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
クスリのアオキ草津下物薬局	草津市下物町 5 1 － 1	令和 5 年 1 2 月 1 日

(令和 6 年 7 月 5 日揭示済み)

草津市告示第 2 0 3 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 8 および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 0 の規定により次の者を指定障害児相談支援事業者および指定特定相談支援事業者として指定したので、草津市指定特定相談支援事業者および草津市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 2 4 年草津市規則第 1 6 号）第 4 条の規定に基づき告示する。

令和 6 年 7 月 8 日

草津市長 橋 川 渉

事業者 の名称	事業所の 名称およ び所在地	指 定 年 月 日	指定特定 相談支援 または指 定障害児 相談支援 の種類	事業 の主 たる 対象 者	事業所番 号

一般社 団法人 りえぞ んネッ ト	相談支援 事業所 りんくる 滋賀県草 津市東矢 倉一丁目 3－5 6 －1 9	令和 6 年 7 月 10 日	指定特定 相談支援、 指定障害 児相談支 援	障 害 児	指定特定 相談支援 事業所 ：25306 0 0 2 0 0 指定障害 児相談支 援事業所 ：25706 0 0 5 2 4
-------------------------------	--	--------------------------	------------------------------------	-------------	---

(令和 6 年 7 月 8 日揭示済み)

草津市告示第 2 0 4 号

草津市未来戦略アドバイザー設置要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 7 月 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市未来戦略アドバイザー設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、総合計画において、地域課題を解決することで市民のウェルビーイングの向上を図る、未来に向けた戦略的な取組を推進することを目的に、草津市未来戦略アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第 2 条 アドバイザーは、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の特別職とする。

(委嘱)

第 3 条 アドバイザーは、地域課題の解決に向けた戦略的な取組について広い識見を持ち、地方自治体におけるウェルビーイング政策に精通した者のうちから市長が委嘱する。

(職務)

第 4 条 アドバイザーは、総合計画において、地域課題の解決に向けた戦略的な取組および市民のウェルビーイング向上に関連する業務に関する職務を行う。
(服務)

第 5 条 アドバイザーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 与えられた職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (2) 市の不名誉となる行為を行わないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (4) 誠実かつ公正に勤務すること。
- (5) 草津市職員倫理規程（平成 13 年草津市訓令第 3 号）の規定に準じて倫理を保持すること。

（報酬および費用弁償）

第 6 条 アドバイザーには、報酬を支給するものとし、報酬の額は、草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 31 年草津市条例第 20 号。以下この条において「報酬条例」という。）別表の規定により、予算の範囲内で市長が定める。

2 アドバイザーが公務のために旅行するときは、報酬条例第 2 条の規定により、行政委員会の長等に準ずる者の費用弁償として旅費を支給する。

（解任）

第 7 条 アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者はこれを解任することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職の改廃または予算の減少により廃職等を生じた場合
- (5) 刑事事件に関し起訴された場合
- (6) 第 5 条に定める服務に違反したと認められる場合（災害補償）

第 8 条 アドバイザーの公務上の災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年草津市条例第 32 号）の規定により補償するものとする。

（細則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 9 日から施行する。

（令和 6 年 7 月 9 日揭示済み）

草津市告示第 205 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 7 月 10 日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和 6 年度 固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 6 年 7 月 17 日に送達があったものとみなす。

令和6年度固定資産税・都市計画税納税通知書
公示送達

連番	発送先宛名	発送先住所
1	井上 辰之助	滋賀県草津市下笠町
2	山元 千太郎	滋賀県草津市下笠町
3	大成開発 株式会社	大阪府大阪市北区西扇町 1 7 番地
4	有限会社 東海住建	滋賀県草津市大路二丁目 1 番 4 1 号
5	株式会社 セコウ	大阪府大阪市北区天神橋二丁目 5 番 2 5 号 若杉グランドビル九階
6	山本 初太郎	滋賀県草津市南笠町 1 4 4 3 番地 1
7	長目 光	大阪府大阪市西区九条南四丁目 1 5 番 6 号
8	野崎 陸	富山県富山市黒崎175番地 2 グランジュール203号
9	井上 武人	東京都八王子市左入町414番地1 八王子荘
10	栄都開発 株式会社	大阪府大阪市北区末広町 1 7 番地

(令和 6 年 7 月 1 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 2 0 6 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 7 月 1 2 日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和 6 年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 6 年 7 月 1 9 日に送達があったものとみなす。

令和6年度 連番	氏名	住所	調定年度	年度分
1	泉 悠人	滋賀県草津市矢倉一丁目2番12-305号Le ciel	令和6年度	令和6年度
2	金燕の家	滋賀県草津市草津一丁目4番地27	令和6年度	令和6年度
3	中谷 嘉也	大阪府大阪市東淀川区東中島5丁目18番21号フアースト東中島 205号	令和6年度	令和6年度
4	久保田 剛士	福岡県福岡市博多区祇園町4-76リファレンス祇園 705	令和6年度	令和6年度
5	有田 秀	三重県鈴鹿市住吉町7265番地の18ブランドール2-3	令和6年度	令和6年度
6	塩見 由佳	滋賀県栗東市小栴六丁目2番3-402号島の町ハイッ	令和6年度	令和6年度
7	CHO IKHYUN	千葉県松戸市根本450番地の4ER松戸502号	令和6年度	令和6年度
8	柴田 真幸	滋賀県草津市野路東六丁目6番41号ハイツ玉川V 108	令和6年度	令和6年度
9	小林 慶輝	滋賀県草津市野路東4丁目20-35 Rainbow City RECII 506号室	令和6年度	令和6年度
10	小塚 佳博	滋賀県草津市野路東三丁目1番地7RacoonD3 207号	令和6年度	令和6年度
11	中村 伊吹	滋賀県草津市野路九丁目9番22号アイランド小野山305	令和6年度	令和6年度
12	井関 大地	滋賀県草津市南草津一丁目3-2-310号室	令和6年度	令和6年度
13	足田 澄輝	滋賀県草津市西渋川一丁目14番11号郁文館303号	令和6年度	令和6年度
14	中村 久子	滋賀県草津市矢橋町1117番地1	令和6年度	令和6年度
15	水谷 成希	滋賀県草津市東矢倉二丁目7番7号エンゼルブラザ 南草津駅前801号	令和6年度	令和6度
16	櫻井 勝広	滋賀県草津市野村五丁目10番2-205号延田マシソンII	令和6年度	令和6年度
17	阪中 健二	滋賀県草津市追分三丁目22番19-215号草津ロイヤルマシソン	令和6年度	令和6年度
18	細田 泰地	滋賀県草津市追分南二丁目22番11号ライラックI 1207号	令和6年度	令和6年度
19	水野 敬頼	滋賀県草津市青地町756番エスぺランツ琵琶湖 1801号	令和6年度	令和6年度
20	石野 慎之助	滋賀県草津市青地町581番地1コンフォートデラオ1217号	令和6年度	令和6年度
21	増田 一也	滋賀県草津市平井一丁目16番17号ヴァンペール平井 303号	令和6年度	令和6年度
22	高嶋 悠太	滋賀県草津市岡本町1380番地1グリーンロード山手1311	令和6年度	令和6年度
23	糸山 明洋	滋賀県草津市南笠東一丁目16-61	令和6年度	令和6年度
24	小林 海斗	滋賀県草津市東草津三丁目1番58号-104号レオパレス グランヴィア東草津III	令和6年度	令和6年度
25	吉田 淳	滋賀県草津市北山田町66番地1-207ベルパーク北山田	令和6年度	令和6年度
26	蔵重 匠	滋賀県草津市上笠四丁目8番36号 レオパレス ツツミ館109号	令和6年度	令和6年度
27	鳥飼 ほのか	滋賀県草津市笠山四丁目11番11号 ピュア・ドミトリー シミズ 1608号	令和6年度	令和6年度
28	勝山 聖大	滋賀県草津市笠山四丁目12番27号メデikal松下南EX	令和6年度	令和6年度
29	松浦 彰廣	滋賀県草津市木川町880番地1木川団地 30棟2号	令和6年度	令和6年度
30	北谷 吉二	滋賀県甲賀市信楽町長野911番地-101号	令和6年度	令和6年度
31	林 繁子	滋賀県草津市上笠四丁目34番23-610号笠縫団地	令和6年度	令和6年度
32	株式会社 KSLライン	滋賀県草津市馬場町1200番地13	令和6年度	令和6年度

(令和 6 年 7 月 12 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 2 0 7 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 7 月 1 2 日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税当初賦課納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 6 年 7 月 1 9 日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税当初賦課納税通知書

連番	發送先宛名	發送先住所	賦課年度	課税年度分
1	NGUYEN THI MINH HUYEN	滋賀県草津市笠山三丁目1番18-201号ティハイム梨園	令和6年度	令和6年度
2	平野 誠士	滋賀県草津市橋岡町3番地14	令和6年度	令和6年度
3	JIA ZHI JIE	滋賀県草津市馬場町207番地21-501 モンポ草津	令和6年度	令和6年度
4	田中 利奈	滋賀県草津市木川町952番地5	令和6年度	令和6年度
5	坂本 昭	滋賀県草津市木川町952番地28	令和6年度	令和6年度
6	待鳥 勇貴	滋賀県草津市追分二丁目4番35-310号レオパレスサニーヒルズ	令和6年度	令和6年度
7	伊庭 健一郎	滋賀県草津市野路二丁目12番11号	令和6年度	令和6年度
8	植田 素章	滋賀県草津市笠山一丁目9番40号池田興業寮	令和6年度	令和6年度
9	佐藤 浩	滋賀県草津市上笠一丁目25番5-1109号レイクシェイ上笠	令和6年度	令和6年度
10	長谷川 進	滋賀県草津市追分二丁目8番7-103号レオパレスE f f i n i II	令和6年度	令和6年度
11	山下 優斗	滋賀県草津市追分南九丁目5番16号	令和6年度	令和6年度
12	紙谷 誠二	滋賀県草津市青地町213番地1-315ディアコート青地II	令和6年度	令和6年度
13	LIYANAGE SAMANTHA SENARATH LUDWICK	滋賀県草津市新浜町167番地	令和6年度	令和6年度
14	WANG GUODONG	滋賀県草津市笠山一丁目9番9-306号笠山清水マンション	令和6年度	令和6年度
15	斎藤 一	滋賀県草津市南笠東三丁目22番15-1号	令和6年度	令和6年度
16	寶角 弘保	滋賀県草津市野村八丁目9番9号	令和6年度	令和6年度
17	PIAO YUCHENG	滋賀県草津市南草津三丁目7番地9-208ヴェルジュ南草津II	令和6年度	令和6年度
18	藤野 宏行	滋賀県草津市新堂町202番地	令和6年度	令和6年度
19	田川 良平	滋賀県草津市川原三丁目1番35-201号ジャンポールI	令和6年度	令和6年度
20	丹羽 一美	滋賀県草津市西草津一丁目3番24-302号ハイツ・じゅえる	令和6年度	令和6年度
21	山根 暁	滋賀県草津市草津二丁目2番15-1202号コスモ草津式番館	令和6年度	令和6年度
22	大比賀 光樹	滋賀県草津市東草津三丁目16番7号ハイツ高樋 306号	令和6年度	令和6年度
23	須藤 賢治	滋賀県草津市矢橋町1524番地14	令和6年度	令和6年度
24	西原 竜一	滋賀県草津市西草津一丁目8番30号	令和6年度	令和6年度
25	前田 浩	滋賀県草津市西草津一丁目8番50号	令和6年度	令和6年度
26	古川 佳己	滋賀県草津市西草津一丁目1番33-301号エバー・プロムナード	令和6年度	令和6年度
27	FERRE BARRANCO ITZIAR	滋賀県草津市東矢倉三丁目39番1-143号 滋賀医科大学矢倉職員宿舎	令和6年度	令和6年度

連番	發送先宛名	發送先住所	賦課年度	課税年度分
28	XUE MIAO	滋賀県草津市野路一丁目12番40ー708号クレアトウール21	令和6年度	令和6年度
29	小林 武史	滋賀県草津市平井一丁目5番23ー105号草津前川ハイッ	令和6年度	令和6年度
30	浅野 成人	滋賀県草津市矢橋町105番地1ー523カーサ・ソラッツオ	令和6年度	令和6年度
31	村木 美巨	ニュージーランド	令和6年度	令和6年度
32	WANG SU	中国	令和6年度	令和6年度
33	ZHANG XING	中国	令和6年度	令和6年度
34	STANLEY JUSU	インドネシア	令和6年度	令和6年度

(令和6年7月12日揭示済み)

公 告

公 告
都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和6年7月4日
草津市長 橋 川 渉

名称	位置	利用開始の期日
草津川跡地公園（区間4）	草津市西大路町字野々井888 草津市西大路町字野々井888-7 草津市野村三丁目字野々井34-3 草津市野村三丁目字川筋37-11 草津市野村三丁目字天役58-2 草津市野村三丁目字天役58-8 草津市野村三丁目字天役58-6の一部	令和6年8月1日

(令和6年7月4日揭示済み)

公 告
草津市有財産売却処分一般競争入札公告
市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和6年7月5日
草津市長 橋 川 渉

1 入札に付する売払物件

物件番号	物件名	メーカー・規格	予定価格 (入札保証金)
06030101	可搬消防ポンプ②【ジャンク品】 (現地直接引き取り限定)	トーハツ VC72AS	1,000円 (100円)
06030102	加湿空気清浄機① (現地直接引き取り限定)	ダイキン ACK75K-P	2,000円 (200円)
06030103	花瓶（記念品）	不明	1,000円 (100円)

0603 0104	シャワーチェアー (現地直接引き取り限定)	パナソニック VALSYC07	1,000円 (100円)
0603 0105	折りたたみステップ (現地直接引き取り限定)	不明	1,000円 (100円)
0603 0111	ローテーブル 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	ニトリ	100円 (10円)
0603 0112	アイロン台 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	山崎実業	100円 (10円)
0603 0113	雑誌ラック付き チェスト 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	不明	100円 (10円)
0603 0114	アウトドアテーブル 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	LOGOS	300円 (30円)
0603 0115	アウトドア折りたたみ椅子 3脚 セット 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	コールマン	600円 (60円)
0603 0116	アウトドア折りたたみスツール 4脚 セット 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	ジャパーナ	400円 (40円)
0603 0117	折りたたみ式メタルラック積み重ね棚 3個 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	不明	300円 (30円)
0603 0118	4段メタルラック 【リサイクル家具】	株式会社 ドウシヤ	1,400円 (140円)

	(現地直接引き取り限定)		
0603 0119	白脚木製テーブル 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	IKEA	1,000円 (100円)
0603 0120	ペダル式分別ごみ箱 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	大西賢製販 株式会社	200円 (20円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「K S I 官公庁オークション」（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。

(2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において18歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民

事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者

カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者

キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。）

ク 日本国内に住民登録（法人の場合は、法人登記）がない者

ケ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 239 条第 2 項の物品に関する事務に従事する草津市職員

コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者

(3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者

(4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびに K S I 官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者

4 入札に関する情報を示す期間および場所

(1) 期間 令和 6 年 7 月 5 日（金）から令和 6 年 8 月 27 日（火）まで

(2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム

5 入札参加仮申込

入札参加希望者は令和 6 年 7 月 12 日（金）午後 1 時から令和 6 年 7 月 31 日（水）午後 2 時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。

6 入札参加申込の受付

草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込（本申込）登録を行う。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。

※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。）をする場合、代理人（受任者のことをいう。）は、本人からの委任状（草津市ホームページから印刷し

た様式）を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売払物件』のとおりとする。

(2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。

(3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。

8 売払物件公表の日時および場所

(1) 日時 令和 6 年 7 月 17 日（水）午前 10 時から午後 3 時まで

(2) 場所 【リサイクル家具・リサイクル品】
草津市立クリーンセンター（滋賀県草津市馬場町 1200-25）

【可搬消防ポンプ】

湖南広域消防局 西消防署（滋賀県草津市上笠町 477-1）

【上記以外】

草津市役所本庁舎 地下 1 階（滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号）

(3) その他 前日（令和 6 年 7 月 16 日）午後 3 時までに電話またはメールにより事前予約すること。

9 入札期間、開札の日時、場所および方法

(1) 入札期間 令和 6 年 8 月 13 日（火）午後 1 時から令和 6 年 8 月 20 日（火）午後 1 時まで

(2) 場所 公有財産売却システム上

(3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、今回の物件は入札形式で行うため、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。

持参および郵送による入札書の提出は無効とする。

(4) 開札日時 令和 6 年 8 月 20 日（火）午後 2 時

(5) 入札確定処理日時 令和 6 年 8 月 22 日（木）午後 5 時

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札

(2) 予定価格（最低売却価格）に達しない入札

(3) 同一売払物件の入札について 2 回以上行った入札

(4) その他入札に関する条件に違反した入札